

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年4月29日 16時00分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知港東第1防波堤東灯台から真方位201°110m付近 (概位 北緯33°30.6′ 東経133°35.8′)
事故の概要	遊漁船 ^{じんせい} 仁成丸は、西北西進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 仁成丸、6.64トン K02-7177（漁船登録番号）、個人所有 第292-52169号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	右舷中央部船底に破口及び亀裂、船首部船底に亀裂、プロペラ翼に折損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 2、視程 約6.4km 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁を終えて帰港しようとして約15ノットの対地速力で自動操舵により西北西進中、船長が、防波堤間の港口を左舷船首方に視認後、機関室にビルジが溜まっていることに気づき、機関室内を覗き込みビルジポンプのスイッチを入れてビルジの排出を始めた。</p> <p>船長は、本船が揺れるたびにビルジポンプが空気を吸い込んで自動停止したが、ビルジをできるだけ排出しておこうと思い、機関室を覗き込まないと見えない場所にあるビルジポンプのスイッチを入れ続けるために、機関室内を約4～5分間覗き込んでいた。</p> <p>船長は、ビルジがほとんどなくなったことを確認して上体を起こした際、船首方至近に「高知港の東第1防波堤南側に敷設された消波ブロック」（以下「本件消波ブロック」という。）を認め、機関の回転数を下げたが、本船は本件消波ブロックに乗り揚げた。（図1参照）</p>

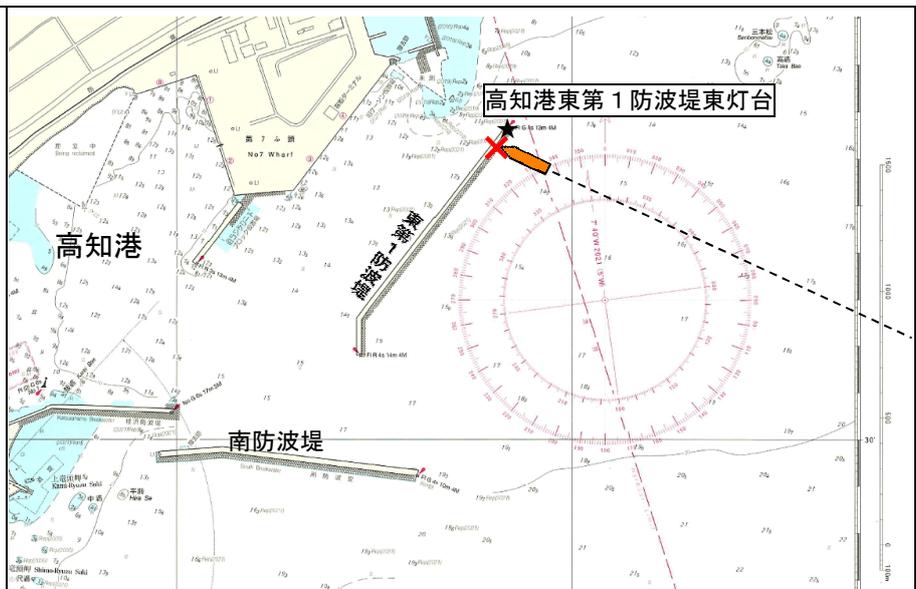


図1 事故発生経過概略図

船長は、釣り客に負傷のないこと及び本船の損傷状況を確認後、海上保安庁及び所属する漁業協同組合に本事故の発生を通報し、機関を後進にかけ、本件消波ブロックから離れて高知港内の係留場所に戻った。

分析

本船は、帰港しようと西北西進中、船長が、機関室を覗き込む体勢で航行を続けたことから、東第1防波堤に接近していることに気付くのが遅れ、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

船長は、本船が揺れるたびにビルジポンプが空気を吸い込んで停止したことから、ビルジポンプのスイッチを入れ続けようと機関室を覗き込む体勢で航行を続けたものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、帰港しようと西北西進中、船長が、機関室を覗き込む体勢で航行を続けたため、東第1防波堤に接近していることに気付くのが遅れ、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、ビルジ排出作業を行う場合、防波堤、他船など周囲に航行の支障となるものがない安全な海域で行い、入港時は操船に集中すること。